

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第4条の2を第4条とする。

第8条第1項第2号の表中「取替えを必要とする場合」の次に「（以下この表において「修理等を必要とする場合」という。）」を加え、「上欄に掲げる」を「修理等を必要とする」に改める。

第24条第8号中「個人市民税・府民税減免申請書」を「個人市民税・個人府民税・森林環境税減免申請書」に、「条例第30条関係」を「条例第30条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第3条関係」に改める。

様式第4号中「の市税」を「の税目」に、「の適用を受けていました」を「を受けています」に改め、「、堺市市税条例の規定に基づき」を削る。

様式第5号中「請求の」を「申請の」に、「関する減免」を「係る減免」に改め、「、堺市市税条例第30条第4項（第43条第4項、第63条第3項又は第94条の2第3項）の規定により」を削る。

様式第8号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により従前の公金事務を行わせている者になお従前の例により当該従前の公金事務を行わせる場合における当該者に係る基準については、この規則による改正後の堺市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定（様式第5号を除く。）により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

